

アルコール依存症臨床医等研修開催要綱

1. 目的

アルコール依存症等の増加傾向を鑑み、アルコール依存症に関する医療、看護及び保健指導にあたる医師、保健師、作業療法士、看護師、精神保健福祉士等及公認心理師に対して、アルコール依存症等に関する専門的な知識及び技術の研修を行いアルコール関連問題対策の充実に資することを目的とする。

2. 実施主体

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

3. 研修計画

研修期間及び研修内容等の研修計画については、毎年度、別に定めるものとする。

4. 研修に関する事務

研修に関する事務は、次のとおりとし独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター教育情報部にて行う。

- ・研修計画の策定・決定
- ・都道府県及び指定都市に実施通知の発出
- ・都道府県及び指定都市がとりまとめた申込書を受理
- ・都道府県及び指定都市並びに受講生へ受講決定を通知
- ・受講料の受領及び支払い関係
- ・研修の実施
- ・修了証書の交付

5. その他

当該研修は、依存症入院医療管理加算の施設基準取得要件に該当する研修となる。